

写真／平成23年10月26日にアイーナで開かれた「平成23年度第2回サロンシーズの関口さんと語り合おう! NPO法制度の最前線」の様子。
新寄付税制とNPO法改正の目的や目指す効果、今後の予想される変化などの話を伺い、これからNPOがより効果的に継続して活動をしていくために必要な認定NPOの仕組みや震災特別税制に向けた現場のニーズなどについて意見交換が行なわれた。



「認定NPO法人」全国の事例

●case1-認定NPO法人「希望」(茨城県)…… 02-03

●case2-認定NPO法人
「江戸城再建を目指す会」(東京都)…… 08

「認定NPO法人」制度—— 税制優遇等のメリット

●税理士の大沢英夫さんに聞く…… 04-05

県からのお知らせ～

●認定NPOのご相談は「認定NPO法人専門員」へ… 05

「認定NPO法人」になる!

●NPOアドバイザー 関口宏聡さんに聞く… 06-07



特集

「認定 NPO 法人」制度

2012
vol.1

2012年9月発行

奨学金を給付 中高生の就学を支援する

認定NPO法人「希望」
(茨城県)



奨学金贈呈式にて(卒業生のあいさつ)



桑原正信理事長さんとスタッフの岡村さん

経済的理由により就学が困難な中高生などに対して奨学金給付を行う活動をしているNPO法人「希望」。理事長の桑原正信さんに、認定NPO法人取得など活動の苦心を聞いた。

できないのが現状だが、それでも昨年度は合計で4百万円ほどの給付を実現できた。給付を継続している奨学生数は29名となった。

○スタッフは手弁当で活動

会員は、個人、法人とも正会員と賛助会員の二種類として、活動に参加してもらっている。

正会員の年会費は1口2万円、賛助会員の年会費は1口1万円としている。昨年度の会費収入は134万円となっている。寄付金収入が570万円ほどになっている。

総収入は700万円ほどであり、収入のほとんどを奨学金及び就学支援事業費に充当している。極力管理費を削り、スタッフは手弁当で活動しているのが現状だ。

○地域の方から大きな共感

当初は、無償で奨学金を支給する私たちの事業に対して「何か裏があるのではないか。」とか「宗教団体の布教活動ではないか。」といった穿った声も聞かれたが、私たちはメリットが無ければやらないといった発想を超えて、地道に真剣に取り組んできた。

おかげで、地域の大勢の個人や法人から賛同を得ることが出来た。「私達が現在あるのは、これまで私達を育ててくれた社会のおかげである。」という気持ちで活動を継続している。

○茨城県初の認定NPO法人になる

平成19年、茨城県で初、全国でもまだ58法人しかない時期に、認定NPO法人となった。

より多くの中高生に奨学金を支給したいとの思いが強くあったので、厳しい認定基準をクリアするために努力した。特に、団体の活動に私的な恣意性の入

⑥ 地域の教育委員会等との協力関係を保つ。私たちの毎年の奨学金贈呈式には、教育委員会からも出席してもらっている。

○岩手県のNPO法人への激励

認定を受けるに当たっては、パブリック・サポート・テストという公共性・公益性の観点からの高いハードルがあった。岩手県のNPO法人の皆さんには、この点に気をつけて取り組んでもらいたい。また、事業報告を透明にして、将来計画を見据えて認定への準備を進めていくことが大切だと思う。

認定NPO法人「希望」

住所：〒306-0234
茨城県古河市上辺見 2710
TEL：0280-31-5789
FAX：0280-32-8338
(受付日時：月～金 9:00～15:00)
E-Mail: info@npou-kibou.com
http://www.npo-kibou.com/

7月1日現在、認定NPO法人の数は全国で264法人となった。現在、認定NPO法人が一つでも存在する都道府県は、34都道府県。認定NPO法人が一つも存在しない「認定NPO法人空白県」は岩手県、青森県を含め13県となっている。

【宮城県】3法人

ハートフル福祉募金 仙台市太白区郡山8丁目2-28
みやぎ発達障害サポートネット 仙台市青葉区花京院 1-4-1
ロージーベル 仙台市青葉区本町1丁目9番5号
五城ビル502

【秋田県】2法人

花岡平和記念会 大館市豊町2番37号
あきたスギチファン 秋田市上北荒巻字堺切24-2

【山形県】1法人

国際ボランティアセンター山形 山形市荒橋町一丁目17-40

【福島県】1法人

ふくしまNPOネットワークセンター 福島市置賜町1-29

平成23年度の収支計算書

(単位:円)

収入の部	
会費収入	1,340,000
寄付金収入	5,696,327
雑収入	14,919
当期収入(A)	7,051,246
前期繰越収支差額	14,377,913
当期収入合計(B)	21,429,159

支出の部	
1. 事業費	
就学支援事業費	726,770
奨学金	3,950,000
交流事業費	5,000
広報宣伝事業	73,500
2. 管理費	
通信費	30,320
交際費	0
消耗品費	0
租税公課	700
雑費	39,790
予備費	0
当期支出合計(C)	4,826,080
当期収支差額(A)-(C)	2,225,166
次期繰越収支差額(B)-(C)	16,603,079

【平成23年度収支計算書の基準クリア状況】
・経常収入に占める寄附金の割合
～81% (基準20%以上)
・特定非営利活動に係る事業費の割合
～99% (基準80%以上)
・受入れ寄附金のうち特定非営利活動の事業費に充てた額の割合～100% (基準70%以上)

北海道・東北の「認定NPO法人」一覧

【北海道】8法人

皮膚病発展推進機構	札幌市北区北十八条西三丁目2-21
北海道移植医療推進協議会	札幌市白石区南郷通9丁目北5-15 エムズ南郷通ビル
カルチャーナイト北海道	札幌市中央区北四条西7丁目5 緑苑第2ビル707
北の森と川・環境ネットワーク	函館市五稜郭町19-15
霧多布湿原ナショナルトラスト	厚岸郡浜中町仲の浜122
消費者支援ネット北海道	札幌市中央区北四条西十二丁目1-55 ほくろうビル4階
飛んでけ車いすの会北海道	札幌市中央区北5条西6丁目2
北海道市民環境ネットワーク	札幌市中央区南九条西三丁目1番6号 彩木ビル2階



奨学金贈呈式

県からのお知らせ

「認定NPOのご相談」
は「認定NPO法人
専門員」へ

県庁NPO・文化国際課では「認定NPO法人」を目指す県内のNPO法人を支援するために、平成24年4月から認定NPO法人専門員を配置しました。
「うちの法人は認定NPO法人の基準に合致するの？」「認定NPO法人になるには、どんな申請書類を用意すればよいのか？」など、認定NPO法人に関する相談や申請の窓口については、こちらをご覧ください。

認定NPO法人専門員
の伊藤です。
仮認定制度による
申請については24
年度から3か年の
経過措置が
あります。
お気軽に
ご相談
ください。



●認定NPO法人
専門員による相談窓口

岩手県政策地域部 NPO・文化国際課
平日 午前9時～午後4時
(ただし金曜日は午後3時まで)
〒020-8570
盛岡市内丸10-1
TEL: 019-629-5199
FAX: 019-629-5339
E-mail: FA0042@pref.iwate.jp

「認定NPO法人」制度 税制優遇等の メリット

…税理士の大沢英夫さんに聞く

少し、がんばると手が届くように改正された「認定NPO法人」制度…
NPO法人が認定を取ると寄附金が集めやすくなります。なんといっても寄附者が喜ぶます!

税理士・大沢 英夫 さん

プロフィール
NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク会員。
NPO法人いわて企画塾理事長、NPO法人福祉支援理事・事務局長
NPO法人の講義がNHKテレビ番組「クローズアップ現代」でも取り上げられた。
盛岡市在住。

活動資金に困っていませんか？
寄附を集めやすくするためにも、また寄附してくださった方々の善意に応えるためにも、「認定NPO法人」となることは大きなメリットがあります。

義援金と 支援金の違い

活動資金を集めているときには、それが義援金か、支援金かと悩むこともありま。

義援金は、被災者に対する慰謝激励の見舞金ですから、NPO法人の会計処理としては「預り金」になります。これに対して支援金は、他の団体へ全額拠出するようなものは義援金と同じですが、支援金を受け取ったNPO法人の災害支援活動に使われるものは受取寄附金収入として会計処理されます。寄附金についての税制優遇についてしっかりと理解することがNPO法人には求められます。

税制優遇措置を 理解する

阪神淡路大震災を契機として制度化されたNPO法人制度ですが、このたびのNPO法・寄附税制の改正も、東日本大震災時と歴史的な大災害に見舞われている時でその偶然性に驚いています。県内のNPO法人などの団体は、民による公共の担い手として、被災者支援等に活躍されています。
活動の結果、様々な資金が集められていますが、寄附などにより資金を得たNPO法人にとって、認定NPO法人としての認定を受けていれば、税制上の優遇措置を得られます。NPO法人はこの優遇措置をしっかりと理解したいところです。

認定NPO法人 には税制上の メリットがある

NPO法人の中でも、より高い公益性の基準を満たすものと認定を受けた法人を、「認定NPO法人」と言います。今年の4月1日から改正法が施行され、認定NPO法人としての認定事務が仙台国税局から岩手県に移管され、わざわざ仙台まで出向くことがなくなりました。認定NPO法人制度には、NPO法人には無い、次のような税制上の利点があります。

イ みなし寄附金

同じ法人内で、税法上の収益事業から特定非営利事業（本部など）へ移動した金額（本部経費などに充てた金額）のことです。

このみなし寄附金は、NPO法人では経費とは認められず課税対象ですが、認定NPO法人では、所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額までは経費と認められます。

ロ 認定NPO法人への寄附への優遇 税額控除の利点

個人の方からの認定NPO法人への寄附は、特定寄附金として、所得税から控除することが認められています。

認定NPO法人 への寄附者に対する 税制上の 優遇措置



下図を参考にしましょう!

- ① 所得税額の控除額
(税額控除を選択した場合)
→ (寄附金額-2,000円) × 40%
- ② 住民税額の控除額
(都道府県と市区町村双方が指定した場合)
→ (寄附金額-2,000円) × 10%

⇒ 国税と地方税あわせて、寄附金額の最大50%が税額から控除されます。

個人が寄附をする場合



個人が認定（仮認定）NPO法人に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人に個人が寄附をすると、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

② 損金算入の利点

法人にあっては、法人が認定NPO法人へ寄附をした場合、経費の枠（損金算入限度額といえます。）が、拡大されたので認定NPO法人にとっては寄附をもらいやすくなりました。

③ 相続税非課税の利点

遺産を相続した相続人等が、認定NPO法人に相続税の申告期限までに寄附した相続財産等に対して相続税が非課税とされます。（相続税は改正予定で、改正後の最高税率は55%です。）

④ 東日本大震災に関連する特例

このほかに、東日本大震災に関連して法人・個人が行った寄附金については、特別の取扱があります。

認定NPO法人に なるためのステップ



こうした認定NPO法人のメリットを受けるためには、認定を受けなければなら

- 経常収入金額に占める寄附金の割合が5分の1以上（以前は3分の1以上でした）
- 各事業年度中の寄附金の金額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上
- 都道府県・市町村から条例で個別指定

さらに、認定NPO法人としての認定を受けるためには、次のような要件が求

仮認定制度を 活用しましょう



仮認定制度も活用したいところです。設立の日から5年を経過しないNPO法人は、上記のPSTが免除されます。平成27年3月末までは、設立して1年以上

- 事業活動において、公益的な活動（仲間うち）の占める割合が、50%未満であること。
- 運営組織及び経理が適切であること。
- 事業活動の内容が適正であること。（宗教活動、政治活動、同族経営などについて）
- 事業報告書等の書類が閲覧できるようにされていること。
- 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

められ、適切な団体運営が求められていますので留意しましょう。

で2事業年度を終えているNPO法人なら法人設立の日から5年を経過した法人であっても申請可能なのでチャンスです。寄附者がゼロでも、寄附金がゼロ円であっても、その他の要件を満たしていれば、「仮認定」を受けられるので、この仮認定制度を活用して、寄附金控除が受けられますよと市民に向けてアピールし「3千円・100人」の寄附集めをしながら認定NPO法人へステップアップしていくことが可能になります。

但し、この仮認定NPO法人にはみなし寄附金と相続税の非課税は認められていません。また、仮認定NPO法人の有効期間は3年です。この点には留意が必要です。

今やコンビニの数より多くなったNPO法人への寄附を促すために税制上設けられた措置が、認定NPO法人制度である。この制度はNPO法人の財政的基盤を強化することに役立ち、NPO法人の活動を側面から支援するものだ。このたびの法改正によって認定NPO法人になるのが容易になった。NPOアドバイザー・関口宏聡さんに、「認定NPO法人」になる方法とポイントについて聞いた。

ポイントをクリアすれば、「認定」は夢ではない。 「認定NPO法人」になる!

I. 「認定」要件をクリアする

認定されるためには「高い公益性」が求められる

NPO法人の「認証」では、比較的形式的に「公益性のある団体であるか」を判定して認証されているのに対し、認定NPO法人の「認定」の場合は、「より客観的な基準において、高い公益性をもっている。」ことが求められます。その理由は、認定NPO法人になると寄附税制の対象となるなど、税制優遇が適用されるためです。そこで「認定NPO法人」として認定する際には、通常のNPO法人よりも一層強く「公益性のある団体である。」ことが求められるわけです。

そのため、認定申請に提出する書類では、「広く一般から支持を受けているか」、「活動や組織運営が適正に行われているか」、「より多くの情報公開が行われているか。」等が厳格に審査されます。認定を希望するNPO法人は、組織としてこれらの点について整備する必要があります。

今なら、すべてのNPO法人が仮認定を受けられる

仮認定は本来であれば「設立5年以上を経過した法人」は受けられませんが、2015年3月までは全てのNPO法人に仮認定申請が認められるという今だけのメリットも付与されました。体制が整っていない多くのNPO法人にとっては、まず仮認定制度を利用するのが現実的かもしれません。「仮認定」されれば、寄附控除の対象になるというメリットがあります。そのようなことを市民に向けてアピールしながら「3千円・100人」の寄附集めをして、認定NPO法人へステップアップしていくことが可能になります。「仮認定」の制度の利用を検討されることをお勧めします。

Ⅲ. 申請書類を作成してみる

4月から、県と政令指定都市が窓口になった

PST要件や事業内容や運営実態などの認定要件を満たせる目途がつくときは、認定申請のための書類づくりに着手しましょう。認定機関は、今年の4月から、国税庁から「都道府県または政令指定都市」に移管されました。ある程度の準備ができたなら、窓口に行つて相談することが大事になります。今年4月からスタートした「仮認定制度」についても事前に相談してみてください。まず第1に、会計や経理をしっかりすること、役員要件を早目に満たしておくことが必要となります。

まず、担当窓口相談する

認定NPO法人としての認定を申請するためには次のような書類が求められます。詳しいことは担当窓口に行つて確かめ

最大のハードルは「PST」要件をクリアすること

具体的に「公益性」を説明するための要件として次のような項目が求められます。

- (1) パブリック・サポート・テスト (PST) をクリアしていること
 - (2) 経常収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
 - (3) 各事業年度中の寄附金の金額が3千円以上である寄附者の数が年平均百人以上
 - (4) 都道府県・市町村から条例で個別指定「メインとする活動が「公益的な活動」でないこと
 - (5) 運営組織等が適正であること
 - (6) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同時に取引を帳簿に記録し保存
 - (7) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載がないものや、事業内容について一定の要件を満たしていること
 - (8) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費/事業費の総額】の割合が80%以上
 - (9) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額/受け入れ寄附金の総額】の割合が70%以上
 - (10) 情報公開が適正であること
 - (11) 事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - (12) 法令違反等がないことを示すこと
 - (13) (例) 法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付していること
 - (14) 設立から1年を超える期間が経過していること
- ※その他、欠格事由があります

指導を受けることが大切です。

- (1) 申請書
- (2) 認定を受けるための要件を満たしていることを説明する書類
- (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- (4) 寄附者名簿(実績判定期間内の日を含む2事業年度分) 必要書類は全種類3部用意します(正本1通、副本2通)。いつ・いくら貰っただけではなく、どこの誰から貰ったのかが重要であり、寄附者の住所を記載しなければなりません。

活動の発展につながるという確信を持つ

認定NPO法人になることによって、より寄附を集めやすくなり、団体の財政基盤の強化、活動の一層の発展が期待できます。

NPO法人が寄附集めをする中で、本来の活動を展開するキッカケをつかむことも出来ます。また、寄附をする方が活動に参加する機会にもつながります。そのことに確信を持って、ぜひとも認定に挑戦してください。

「認定NPO法人」に関するQ&A

認定を受けるための疑問にお答えします



関口 宏聡 さん
(NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 常務理事)

1984年生まれ。千葉県出身。2009年、東京学芸大学教育学部環境教育専攻卒業。新宿区協働支援会議委員、せんだい・みやぎNPOセンター評議員。日本ファンドレイジング協会設立に携わり、現在は、NPO法・認定NPO法人制度改正活動やNPOWEBのニュースなどを担当。国会議員へのロビー活動や省庁との調整などにも奮闘中。

これらの要件の中でも最大の難関とされるのは、「パブリック・サポート・テスト」(PST)のクリアです。PSTとは、「一般市民に支援されている度合い。」を計ることです。これをクリアすれば、市民に必要とされている、つまり公益性が高い団体であると判断されるわけです。

「PST」要件をクリアしやすい特例ができた

PST要件が備わっているかを判断する基準としては「寄附」があります。具体的には「寄附者の人数」「寄附金額」「寄附金収入の割合」等を基準とするルールが用いられます。

このルールが採用された理由は、公益性の測定を客観的にするために、「市民がその活動をどれだけ支持しているかを、数的に測定する。」ためです。この要件は、年間平均で一定の寄附を募らなければならぬという厳しいものですが、昨年の法改正によって次の選択肢のうち「達成しやすいほう。」を選択できるようになりました。

- 【相対値基準】 総収入額のうち、寄附金収入の占める割合が20%以上であればクリアできる。
- 【絶対値基準】 「年3千円以上の寄附者」が「年平均100人以上」いればクリアできる。
- 「相対値基準」と「絶対値基準」のどちらが有利になるかどうかは、各法人の運営体制や事業の収入内訳によって変わ

Q1. 認定の有効期間は、認定日より5年間とありますが、5年後には、どのような書類を作成して提出しなければなりませんか?

A1. 5年後には、認定の更新申請をしなければなりません。更新書類提出の際には、基本的には申請時と同じ基準での審査をする事になります。その際、認定後の5事業年度についてPSTなどの実績が審査されますので、毎年度しっかりした事業報告書類を作成しておく必要があります。

Q2. 仮認定の有効期間は、認定日より3年間とありますが、3年後には、どのような書類を作成して提出しなければなりませんか?

A2. 仮認定の場合、更新はありません。3年後には、認定をめざすことになり、そのような計画を立てて活動されるよう心がける必要があります。3年後にこだわらず、認定の準備が整ったのなら、1年目だろうが2年目だろうが、認定へのステップアップをしても構いません。将来、認定NPO法人になることを見据えて新たにNPO法人を設立される方々も、最初から認定の要件を頭に入れたらNPO法人を設立して欲しいですね。

Q3. 申請の際に特に注意すべき要件はありますか?

A3. 要注意なのは、役員の要件です。他の団体の役員を兼任している人が3分の1以上いないことが必要です。これは、他団体の役員を兼任している人が多数いることをチェックするものです。もしも、該当者が3分の1以上いるようなら、総会で役員の増員をするなどして要件をクリア

ってきます。委託事業・補助金が多い団体は相対値基準の利用も可能でしょうが、20%以上を算出する計算が容易ではないので、認定を受けるためにこれから寄附者集めを始めるNPO法人に有利なのは【絶対値基準】のほうでしょう。寄附金収入の割合が20%を超える団体は少ないからです。

この【絶対値基準】を利用して、3千円の寄附をしてくれる方を百人以上集めれば、認定も夢ではないのです。絶対値基準は、認定を目指すNPO法人にとっても明確な目標となりますし、寄附する方に対してアピールしやすい目標となります。また、「3千円×100人ルール」が認定要件に加えられたことが追い風となり、今年6月1日付で、松戸市の介護系の団体さんが介護系では全国で初めての認定NPO法人となった例もあります。

Ⅱ. 「仮認定」制度を活用する

「PST」要件をクリアできなくてもよい

それでも、NPO法人がすぐさま、100人以上の方から寄附をもらうのは大変でしょう。そこで、今年4月からスタートしたのが「仮認定制度」です。「仮認定制度」は、認定NPO法人になる8つの要件のうち、最も高いハードルである「パブリック・サポート・テスト」(PST)要件を満たしていなくても、「仮認定」して、一定の税制優遇措置を与える制度です。寄附者がゼロでも、寄附金がゼロ円であっても、その他の要件を満たしていれば、「仮認定」を受けて、寄附者への税制優遇の一部の恩恵を受けられることになりました。ただし、「仮認定」の有効期間は短く、有効期間は3年となります。

しなければなりません。

Q4. 仮認定は、どんなNPO法人でも申請できますか?

A4. 2015年3月末までは、設立して1年以上で2事業年度を終えているNPO法人ならばどこでも申請可能です。(設立して5年経過したNPO法人でも可。)

それ以降は、設立して5年までのNPO法人が対象となります。

Q5. 「寄附3千円×100人」の基準は、認定の後もずっと満たしていけないといけないのですか?

A5. 認定取得後、事業年度ごとにチェックはされません。しかし、5年後の更新の際に、過去5年間の実績を通じて3千円以上の寄附者が年平均100人以上、あるいは寄附の割合が総収入額のうち20%以上あることが求められます。認定の更新のためにも、基準を意識した寄附者・寄附金集めが大切です。

Q6. 仮認定と認定、最初は「仮認定」をとっておくべきですか?

A6. 申請できそうなら認定を直接目指すことをオススメします。仮認定は3年で終了です。いずれにしても認定を目指さなければなりません。仮認定では、相続税の非課税や「みなし寄附金制度」が適用されないというデメリットもあります。過年度分の寄附者名簿の作成が困難な場合、先に仮認定を受け、有効期間内に認定へとステップアップされることをオススメします。



「認定NPO法人」
全国の事例
case2

2020年に、天守閣を再建する。

認定NPO法人
「江戸城再建を
目指す会」
(東京都)

国際的な観光客の誘致が活発になっている中、地域再生の取り組みが全国各地で行われている。認定NPO法人として活動に弾みをつけようとしている。NPO団体が、なぜ今、江戸城を再建しようとしているのか。理事長の小竹直隆氏に話を聞いた。

江戸城天守閣が再建され
たら、世界が目にする「日
本の宝」になるでしょう!



理事長 小竹 直隆 さん
JTB代表取締役専務な
どを経て、東京観光財団
(TCVB)の初代専務
理事となる。
東京都観光審議会委員など
を歴任。



東京神保町で街頭署名活動をする仲間達

私たちは、350年
前の明暦の大火で焼失
した江戸城寛永度天守
閣の再建を目指してい
る。世界5大都市には、
東京を除いて、北京に
は紫禁城、パリにはベ
ルサイユ宮殿、ロンド
ンにはバッキンガム宮
殿、ニューヨークには
自由の女神など、その
国の歴史と、伝統、文
化を代表する記念碑が
ある。しかし、東京に

○首都東京に
日本を代表する
歴史的建造物を

はこれといった大きな歴史建造物が
ない。もし、首都・東京に江戸城が再建されたと
ら、日本の歴史と伝統、文化が世界各国か
ら注目されるきっかけになるのではないか。
その為にも、江戸城を再建して、観光立国
を目指す日本の象徴になるランドマークを
つくりたい。その為に私たちは活動してい
る。

復興・再生のシンボルに

江戸城が再建されたら、日本の歴史、伝
統・文化の象徴として後世への贈り物にな
る。また、魅力ある「観光立国」のシンボ
ルになるだけでなく、平和のシンボルとし
て国際的な交流拠点に、そしてまた、3・
11東日本大震災から立ち直り、「日本の復
興・再生」を目指す新しい国づくりのシン
ボルになる、と信ずる。

○平成22年6月17日には、天守の
「復元図」CGも公表している。



復元創作：広島大学
三浦正幸教授
CG：(株)エス社
提供：認定NPO法人
江戸城再建を
目指す会

○建設資金を集める

江戸城を再建する敷地は、皇居の東御苑
の一角にあり、宮内庁の管理下にある。場
所が場所だけに再建が許可されるまでの道
のりは容易ではないが、江戸城再建を望む
人々が広がり、国民的な世論が広がってい
けば、決して叶わない夢ではないと考える。
それを信じて活動している。木造天守閣の
建設費は数百億円ともいわれるが、建設資
金は、1、2年後、再建計画を軌道に乗せ
た段階で、本格的な募金活動を進める予定
でいる。

○認定NPO法人になった価値
認定NPO法人制度とは、民間の活動で

あっても社会的に有益な活動に対して寄附
した場合、寄附者に税金を50%程度還元し
ようとする画期的な制度である。
昨年4月に、私たちの法人は認定NPO
法人となった。認定NPO法人になったお
蔭で、今後は、寄附金に対してかつてない
規模で税制上の優遇措置を得られることにな
るからだ。これを契機に、組織の基盤整
備を進めて、江戸城再建を目指して、本格
的な活動を展開していきたい。

○認定NPO法人になるときの苦労

認定NPO法人となる為には、8個の認
定基準をクリアしなければならず、苦労は
あった。しかし、私たちの場合、会員全体
の8割の賛助会員が対象となっており、賛
助会員も2,000人を超えているので、質
量共に認定NPO法人の要件をクリアす
る力があると考えていた。このような体制
があったことが認定を受けられる要因では
あったが、私たちにはどうしても認定を受
けたいという志があった。認定を受けるた
めには、この志が大事だと思う。

NPO活動をする市民自体が志を持ち、
自らの意思で動くことが大事であると思う。
こうした自主的な活動が次第に社会に認め
られて大きな流れとなっていく。

○岩手県NPO法人への激励

東日本大震災については、被災された皆
さんには、心より、お見舞い申し上げます。
新しい「民の力」が求められているとき、
民間団体が社会貢献をしようとする動きは、
時代を動かす大変重要な意味合いを持つて
いる。
認定NPO法人は、新しい市民社会の担
い手として社会を変革する主役になると思
われる。そういう新しい時代の大きなうね
りが、今、目前に近づきつつあると予感し
ている。認定をめざしている岩手県NPO
法人の皆さんには、ぜひ認定を受けて、
自分達の活動を飛躍させてほしい。

認定NPO法人「江戸城再建を目指す会」の紹介

- 1 任意団体の設立
 - 2 NPO法人の認定
 - 3 認定NPO法人の認定
 - 4 各界、各層に広く、草の根運動・展開
 - 5 築城プランの具体化と、国民的な再建運動の展開へ
- これからの方向!
- いまはこの段階!

○法人のこれまでのあゆみ
(左記5段階の運動を展開していく)
平成16年の任意団体を経て、平成18年
に、東京都の認証を得て、NPO法人
「江戸城再建を目指す会」を設立。平成
23年4月には認定NPO法人としての認
定を受けた。
江戸城再建セミナー・講演会や江戸城
を歩くイベントなどを行って、再建の機
運を高める活動に取り組む。平成24年6
月現在、会員総数は、2,600名を超
えつつあり、このような歴史と組織基盤
を土台にして、平成25年には「再建を
目指す会」から「再建する会」に移行し、
2020年には、江戸城天守閣再建の夢
を実現する、ロードマップを発表した。

認定NPO法人「江戸城再建を目指す会」

住所：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20 ワカヤギビル 402
TEL：03-6423-1882 FAX：03-6423-1897
E-Mail:n.odake-edojo@nifty.com

平成23年度の収支計算書 (単位：円)

収入の部	
会費収入	6,629,000
事業収入	1,160,700
寄付金収入	3,942,800
募金収入	3,510
その他収入	152,544
収入合計	11,888,554
支出の部	
1. 事業費合計	9,099,828
2. 管理費合計	3,079,959
支出合計	12,179,787
収支差額	△291,233
次期繰越収支差額	3,870,907

編集後記

今回は認定NPO法人の特集号となり
ました。
今年改正になった点などご理解いた
けたでしょうか。
すでにこの制度を活用されているNPO
法人では寄附などを集めやすくなったと
いいます。税制上の優遇もさることな
がら、しっかりしたNPO法人という印象を
持たれていくことも一因のようです。
認定は必要ないと思われるNPO法
人でも認定の取得を検討してみたいか
が、ぜひようか。